

協議第 6 9 号

平成 1 6 年 月 日 確認

自治会等の取扱いについて

自治会等の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	24 自治会等の取扱い	調整の内容(案)	自治会等については、自治会等の自主性を尊重しつつ、混乱が生じることなく新市に移行できるよう連絡調整等に努めるとともに、新市自治会等連合組織の設立に向け必要な支援を行う。
関係項目			

先 進 地 事 例

【篠山市】

総代会及び区長会については、合併時に統合する。

【あさぎり町】

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。
 なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。

【南アルプス市】

行政連絡機構の取扱いについては、現行のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

【久米島町】

2村の区長会を統一して新町の区長会とし、委託事務の内容及び事務委託料については合併時に統一するよう調整するものとする。

【松阪地方合併協議会】

(1) 住民活動等のコミュニティ施策

住民活動の更なる高揚に資するため、新市において引き続き推進するものとする。

(2) 住民自治組織

5市町における自治会・区長会等の組織については、自主的コミュニティ活動の発展のため引き続き支援し、新市において速やかに調整する。
 合併時までに、行政から自治会・区長会に対する委託業務の見直しを図る。